

アテナイ民主制の諸成果から見たソクラテスの刑死⁽¹⁾

藤澤 郁夫*

(平成10年10月30日受理)

要旨

本論はアテナイ民主制の成果を三つに絞り、それらから見て歴史的事件としてのソクラテスの刑死がどのような解釈の余地を残すかを検討する。すなわち、公私の区別を厳密に立てて公私の境界侵犯を極力排除するという原則、公的領域での説明責任という原則、および法治原則という三つの成果の概略を述べるが、それらの成果がソクラテスの生活原則といかなる関係にあるかを検討する。これらの検討によって、倫理学の統括的な局面としての政治学の存立基盤の一端を明らかにしようとする。

KEY WORDS

民主制 (*δημοκρατία*) 寡頭制 (*ολιγαρχία*)

1 はじめに

今回の講演で私は、現在われわれが知りうるアテナイ民主制の成果から見て、ソクラテスの刑死という歴史的事件はどのように見えてくるのだろうか、そういった課題を設定してみたいと思います。ただし正直なところ、文字通りまだ試論の域をでないものであって、あるいは議論に無理があったり飛躍があったりと、当然ありうるご批判をえて、今後ともこの問題を考えゆくための縁になれば、これに過ぎる幸いはありません。ところで、アテナイ民主制の諸成果となると、それはどちらかといえば歴史学の研究分野になるのかもしれません。また、ギリシアの民主制という遺産は一方で西洋のアイデンティティに関する問題として、当然のことながら肯定的に論じられる事実があり、他方でしかし、それは無実のソクラテスを殺した張本人ではないかという議論もなお行われているも事実だと思います。しかし、そういう一刀両断の問題処理ではあまり生産的な議論は望めないのでしょうか。そこで、ソクラテスの刑死というものを一つの歴史的事実としてひとまず描いて、それをアテナイ民主制の成果から見直してみると、という問題設定で以下少しく考えてみたいと思います。もちろんソクラテスの時代に四百人寡頭政や三十人寡頭政のような振り戻しもありましたが、しかし、大局的には彼は民主制に生きたと言ってよいわけで、私の問題設定はあくまでもそういう事実を踏まえてのものであります。決して民主制賛美を意図してのものではありません。民主制そのものの価値評価にはここでは特にコミットする意図はありませんので、そのようにご理解いただきたいと思

* 社会系教育講座

ます。

アテナイの民主制の成果を肯定的に語った代表者といえば国葬演説でのペリクレスということになりますが、この演説に較べるとプラトンの『メネクセノス』はその執筆年代を考慮するとなおのこと、つまり、前387年のアンタルキダスの和平までのアテナイ民主制の諸成果を考えると、甚だ不完全なアテナイ讃美歌だという印象をうけます⁽²⁾。ここでは適宜同時代からの証言も参照いたしますが、今日の歴史学がわれわれに教えてくれる成果からも学びつつ、考察を進めて行きたいと思います。そこでまずソクラテスの刑死という歴史的事件を振り返り、その事件に見いだされるいくつかのソクラテス的行動特性ないし行動規範を指摘し、そうした行動特性は当時のアテナイ民主制の達成から見てどのような解釈の可能性を残すかを考えてみたいと思います。

ソクラテスの刑死という事件は、彼の弟子プラトンには憤懣やるかたない事件でした。プラトンはこの事件によって現実の政治への深い失望感を味わい、アテナイの民主制からは一定の距離をとって、あるべき国制 (*πολιτεία*) の探求へと向かいました。第七書簡でプラトンは、「広く国制全体についても (*καὶ περὶ τὴν πᾶσαν πολιτείαν*)、いったいどうすれば改善されるだろうかと (*ἀμεινον ἀν γίγνοιτο*)、考察することは中断しはしなかったけれども、しかし実際行動 (*πράττειν*) に出るについては、いつも好機を期して、控えているよりほかはなかった」⁽³⁾とその当時の心境を語っています。あの苛烈を極めた三十人寡頭政を「過去の怨恨を持ち越さず」それを「大赦 (*αμνηστία*)」するという收拾策で、つまり「忘却の法 (lex oblivionis)」⁽⁴⁾という忘れがたきをあえて忘れるよう市民たちに求めることで、なんとか復活に漕ぎ着けた民主制は、しかしプラトンの目には、許しがたい非道を働いたことになります。すなわち、「しかも今度も、何かのめぐり合わせから、一部の権力者たちがあのひとを、われわれの同志のソクラテスを、まったく非道きわまる、だれにもましてソクラテスには似つかわしからぬ罪状を押しつけて、法廷に引っ張り出した」⁽⁵⁾からに他なりません。これはプラトンの認識です。プラトンの圧倒的権威、佐々木毅氏の表現を援用すれば「プラトンの呪縛」⁽⁶⁾によって、このプラトンの認識は依然としてある一定の規範性として生き続けているわけです。

しかしソクラテスを刑死させたのはアテナイの司法制度です。告訴から裁判そして刑の執行まで、それらはすべて広い意味での合法的な政治プロセス——今日の言葉でいえば適正な司法手続き (due process) ——を踏んでいたと考えられます。もちろんそこには訴状がそもそも何を意味し、それは適切であったのか、民衆裁判の陪審員をつとめた民衆の判断はどのようにして行われたか等々、多くの問題が伏在しています。そしてそれら一々の問題について種々の解釈がありえましょう。とはいえそれは、いわば一票の格差がどの程度まで合憲であるかについて種々見解が分かれれるようなもので、司法手続きの適法性そのものを無効にするものではありません。それらはすべて広い意味での政治的な出来事ないし政治的な事象として起こっています。違法提案の訴訟 (*γραφὴ παρανόμων*) がこの件について提起されなかったことがその間の事情を物語っています。すくなくとも再建された民主制のもとで、最高権力 (*τὸ κύριον*) を民衆が担保する政治的な文脈からすれば、ポリスの主権者である市民団の占有する領域として、政治的なという意味での公的領域 (*τὰ δημόσια*) が出来上がっていました。ですからソクラテスの刑死という事件はデーモシオスな領域で見るかぎり、適正な司法手続きを踏んでいると私は考えます。桜井氏も「デーモシオス」という語がさし示す公的領域とは、市民団にかかる領域、どちらかといえば政治共同体としてのポリスをさしている。その意味では民主政以前の

ポリスについてもデーモシオスという語は使用可能であり、実際の用例もある。だが、民主政の時代になると、デーモシオスの領域は、その輪郭をいっそう明確にし、ポリスの主権者である市民団の占有する領域に相当するものとなった」⁽⁷⁾と結論しています。

ところがソクラテスの言い分はこうでした。「本当に正義のために戦おうとする者は、そして少しの間でも、身を全うしていようとするならば、私人としてある (*ἰδιωτεῖνειν*) ことが必要なのでして、公人として行動す (*δημοσιεύειν*) べきではないのです」⁽⁸⁾。つまりソクラテスの個人的認識からすれば、あるいは彼の行動規範からすれば、極力政治的な意味での公的な領域を避けて、私人 (*ἰδιώτης*) として生きるべきだ、というわけです。とすれば、後年プラトンの達する結論、すなわち「正しい意味において、真実に哲学している部類のひとたちが、政治上の元首の地位につくか、それとも、現に国々において権力を持っているひとたちが、天与の配分ともいうべき条件に恵まれて、真実に哲学するようになるかの、どちらかが実現されないかぎり、人類が、禍いから免れることはあるいはない」という結論、換言すれば「正義」を政治のなかに立ち上げてゆくというプランは、このソクラテスの生き方からほんの少し距離があることになります。つまり、ソクラテスの場合には、さしあたって正義の実現を私的な領域に求めた、ないし、必要な場合には国家を説得するということはありえても、とりあえずの生き方ということになれば、それは政治の世界からは身を引いて正義を追求するという形式をとった。これに対してプラトンはむしろ政治的な公的領域に正義を実現して、しかるのち、その正義を私的領域に浸透させるというプログラムを構想していくことになったと思います。

しかし、実際に起こったことは、私的な交わりのなかで哲学活動を日々実践し正義を求めていたソクラテスが、政治的な領域に強引に引きだされ、結果的に刑死しなければならなかったというものです。当時のアテナイにおいて現実の政治はそういう仕方で個人にコミットしたことを探してみたいと思います。

2 デーモション、コイノン、イディオン、オイケイオン

たしかにソクラテスの政治的な活動なし公職活動 (*δημοσιεύειν*) は公式的には僅かなものに限られていたと言えます。三度の兵役と前406/405年の当番評議員という役職経験があったぐらいですし、兵役にしても将軍のような顕職についた形跡はありません。そこでこうした公職活動を見てみると、ソクラテスの武勇はつとに有名ですし、当番評議員のときに起こったアルギヌサイ海戦に端を発した裁判でも、訴訟手続きの不当性に最後まで抵抗したことは自他共に認めるところで、彼はアテナイ市民団の義務をよく遂行していたし、彼の公的行動に特別の問題があったとは思われません。というより、彼がみずか自己規定するように政治の表舞台からは意識的に身を引いていたというのが、真相に近いかと思います。

では、彼のいう私的活動 (*ἰδιωτεῖνειν*) の実態はどうだったでしょうか。彼の活動というのは、哲学サークルでの宴会であったり、街中で青年を呼び止め問答をするというようなものでした。多くの弟子——そのなかにはアルキビアデスのような問題児もいたし、クリティアスのような寡頭派の首魁となるような人物もいましたが——との交わり (*κοινωνία*) のなかに彼の哲学活動がありました。クセノフォンもソクラテスの交友関係を「ホミーレーテース (*δμιλητάς*, *δμιλητῆς*)」というギリシア語で表現していますが⁽¹⁰⁾、このホミーリアー (*δμιλία*) 関係は、

アリストテレスによってゲマインシャフト的な性格をもった交わりとしてその「友愛論」のなかで紹介されています。社会のなかで共同で行うこうした活動は、公職について行う公務ではないけれど、さりとて他人との交渉を排して家のなかで仕事の類とも異なっています。「またこの仕事〈世に賢者といわれている者に無知を自覚させること〉が忙しいために、ポリスのこと（τὰ τῶν τῆς πόλεως）も家のこと（τῶν οἰκείων）も、これぞと言うほどのことを行なう暇がない、ひどい貧乏をしているのですが」というソクラテス自身の言葉から窺えるとおり、彼の主要活動領域は政治的な公的領域でも家事労働という意味での私的領域でもなかったということです。つまり、政治的な活動という意味での公的活動にも、家の管理・維持や家族の面倒を見るというような、そういう意味での家的な仕事にもあまり意を用いなかったと彼は言っているのです。そうすると、先に言われた「私人としてある（ἰδιωτεῖνειν）ことが必要だ」という主張は、今風に言っての家事労働に専念することが必要だという主張とは考えられず、むしろ「私的活動」とは彼の哲学活動そのもの、つまりそういう仲間との共同活動（τὸ κοινόν, κοινωνία）を指すと考えられます。この点はソクラテスの「私的な交わりでは（ἰδιᾳ）そういうことを勧告してまわり（συμβουλεύω περιμών），余計なおせっかいをやきながら」⁽¹¹⁾という語法によく表れています。この発言は哲学的対話という社会的な交わり（κοινωνία）を前提にしなければ成り立たない話でしょう。さらにこうした哲学サークル活動が「私的」と言われる場合のもう一つのニュアンスとして見過ごせないのは、対話の当事者たちが集団のなかに埋没してしまうのではなくて、あくまでも個人として振る舞う、ないし個別の人間として振る舞うことが期待されているということです。「つまりわたしは、あなたがたを目覚めさせるために、おののおの各々一人ひとりに（Ἐνα ἔκαστον），どこへでもついていって」⁽¹²⁾というソクラテスの言い方からも窺えるとおり、対話的交わりにおいては当事者たちの個別性が期待されていました。

以上を要約すると、ソクラテスにとってデーモシオン（δημόσιον）とは、公職を担う活動から民会での発言にいたる広義の政治活動を含むような公的領域であり、それに対してイディオン（ἰδιον）は、仲間とのあるいは青年との自由な交わりの世界（コイノン κοινόν）をその主要な指示対象としながらも、同時に、家の管理・維持にかかわる家事労働の領域（オイケイオン οἰκεῖον）との両方をカバーしうる概念であったと思われます。

3 街中ないし市域（ἄστυ）という生活空間とソクラテス

以上のようにソクラテスはあるときは私人であり、またあるときは公人であるわけですが、こうしたポリス内で機能する重層的な帰属領域ないし古義にしたがっての重層的なペルソナを整理することにどれだけの意味があるのでしょうか。実は、例の三十人寡頭政の時代に、この重層的な秩序が極めて曖昧になる一時期があって、この曖昧さを際立たせるためにも以上のような概念整理は必要な準備作業なのです。この三十人寡頭政についてはここでは詳細に触れるゆとりはありません⁽¹⁴⁾。しかし、状況の特殊性を考えると何としても我々は、テラメネス処刑を画策した次のクリティアスの演説を取り上げなければなりません。「評議員の諸君、諸君のうちでだれかが、処刑される者の数が多すぎると思うとすれば、国制変革の際には（ὄποις πολιτεῖαι μεθίστανται），いつでも（πανταχοῦ）こうしたことが起こるのだということを理解してもらいたい。ここ（アテナイ）では、国制を寡頭政治に変革しようとしているのだから

(τοῖς εἰς ὀλιγαρχίαν μεθιστᾶσι), 敵対するものが多数となるのは止むを得ないのだ」⁽¹⁵⁾。このクリティアスの主張は何を言うものでしょうか。国制変革という例外状況では主権は暴力によってその正当性を確保するのであって、このことは変革というもに常についてまわる話なのだと訴えているように思われます。普遍性(πανταχοῦ)があるという認識です。例外状況では主権は独裁という形式をとるというこのクリティアスが我々に投げ掛けた問題は難問です⁽¹⁶⁾。しかし、事実においてクリティアスの政治手法はそういうものであったことを歴史が証言しています。そのうえで彼はこう畳みかけます。「新しい法はこうである。すなわち、登録名簿に記載されている三千人の者は、諸君の投票なしに処刑されることはない。登録名簿に記載されていない者(τῶν δὲ οὐ τὸν καταλόγου)の生殺の権利は三十人にある。そこで私は諸君の同意を得たうえで、このテラメネスを登録名簿から削除する。(削除された以上生殺の権利はわれわれにあるから) 我々はこの男を処刑するものである」⁽¹⁷⁾。独裁政治(τυραννεῖν)がテラメネスを肅清する生々しい瞬間です。テラメネス亡き後は三十人は独裁政治(τυραννεῖν)に恐れることなく奔走、ついで「名簿に登録されていない人々には市域への立ち入り(εἰσιέναι εἰς τὸ ἄστυ)を禁止した」⁽¹⁸⁾とクセノフォンは伝えています。「これら市域への立ち入りを禁止されたも者たちは一旦はペイライエウスに逃れたが、その多くはメガラとテーバイに亡命したため、メガラとテーバイは逃亡者(τῶν ἵποχωρούντων)で溢れた」⁽¹⁹⁾ともクセノフォンは伝えています。

さてここまで的事実を押さえたうえで、周知の次の事件を考えてみたいと思います。「ところが寡頭政権が樹立されると、今度はまた三十人の委員会が私自身〈つまりソクラテス〉を他の四人とともに本部のあった円形堂に(εἰς τὴν θόλον)呼び出した」⁽²⁰⁾という事件です。いまはサラミス亡命中であり、おそらくは民主派の人物と目星を付けられたレオンなる人物を拉致のうえ連れ戻せというのが独裁政権の命令でした。命令の内容もさることながら、独裁政権によってその本部にやすやすと呼び出されたという事実は、このときソクラテスが名簿登録を受け入れた市域居住者であったことを如実に物語っています。管見ですがこの点を疑う歴史家はいないと思います。極めて変則的ないわば例外状況ですが、しかしこの例外状況を唯一の正当性の根拠とする政権のなかで市域居住を許されて名簿登録されるということ、言い換えれば、市域をこの時期に生活空間として選ぶということ自体——むろんソクラテスの認識からいえば、この生活空間は私的なものと判断されていたのでしょうか——が、ある意味で極めて政治的な意味を持ちかねない状況だったのではないかでしょうか。加えて、ソクラテスはレオン連行命令を拒否しています。もしソクラテスがこの政権の正当性を認めていなければ、亡命まで視野にいれなくとも少なくとも市域を逃れて自らの生活空間、すなわち、みずからの哲学活動であるコイノンなる生活空間をペイライエウスに確保していたはずではないのか。名簿登録を受け入れ市域を生活空間とすることは、依然として『弁明』にあるように、私的な活動(ἰδιωτεύειν)の枠内の出来事だったのか。あるいは命令拒否という行動は『クリトン』の表現を援用すれば、ポリス説得の一環だったのか、等々。問題はかぎりなく錯綜しています。

しかし、こうした錯綜する問題を度外視してもなお指摘できことがあります。この政権によって処刑された人間は千五百人にのぼると推計されており、政権がペロポネソス戦争の戦後処理という役割も担ったために逼迫する財政を凌ぐために罪のない多くの在留外人(メトイコイ)が財産没収の憂き目に遭いました。なかにはあの有名な弁論家リュシアスの兄のポレマルコスのように殺された者もありました。明確な政権批判の意志表示をして亡命した民主派の

人々は言うに及ばず、政権によって名簿登録を拒否されて市域を追い出された多くの市民たち、恐らくはいわれなき罪状からあるいは財産を没収され、あるいは肉親を殺された多くの遺族たちの目からすれば、その内実・真相がどのようなものであったとしても、政権の命令に逆らってもなお生存を確保したソクラテスはなにか特別な存在と映らなかったかどうか、気になるところです。そして、今日の話はあくまでもアテナイ民主制からソクラテスを見ようというのですから、市域を追い出された多くの民主制支持者たちの目に、ソクラテスがどのように映ったかも考えてみなければなりません。名簿登録を受け入れ市域に生活空間を確保するという選択は限りなく「寡頭派的な行動」と映ったのではないでしょうか。まさにこの時節に寡頭派的であることは民主派の価値基準に対立するという意味で、民主制支持者にすれば、それはデモシオンという領域の存亡にかかわるという意味で政治的に解釈された可能性があります。いずれにせよ、ここには私的領域と公的領域との微妙な交錯があり、互いに境界侵犯を擦りあう不幸な行き違いがありました。その端的な表現がソクラテス裁判であり、ソクラテスの刑死だったのではないでしょうか。実際、ソクラテス裁判の訴因を伝える系列のなかに、こうしたソクラテスの交友関係を主要な訴因として伝える資料があるのも事実であります⁽²¹⁾。

4 アテナイ民主制の諸成果

最近橋場氏は「アテネ民主政発展の機動力となったモチーフは何であったか。あえて言えば、それは「参加 (participation)」と「責任 (accountability)」であったように思われる。民主政の歩みは、この二つのからまりあるいは緊張関係によって、ある程度説明することができるのである」⁽²²⁾と述べています。さてアテナイの民主政発展の機動力となったモチーフがこのようなものだとして、私にはその詳細を語る能力も資格もありませんが、ここでは今日の主題に関係するかぎりで話を進めたいと思います。そこでとりあえず話の順序がやや恣意的になりますが、ペリクレスが行った一連の改革を挙げたいと思います。なかでもキモンの政治手法、すなわち、パトロネジ的手法に対してとられた諸政策を指摘しておきます。民衆裁判所の陪審員への日当の導入、そればかりか、軍船の漕ぎ手や遠征にでかける市民戦士への日当もペリクレス時代には実現しています。キモンの政治手法というのはパトロネジと呼ばれるものであって、いわば親分子分の関係を利用して公的領域を巧みに操るという政治手法だったと言われています。「たしかにキモンは民衆の信頼をえている。しかし、このようなやり方が政治の世界に幅を利かせるということは、一人の親分子とその取り巻きがやがてはポリス全体を牛耳ることにつながりかねない。それは親分子分という私的な人間関係が政治という公的な領域をじわじわと侵食してゆくことを意味する。市民全体が平等に参政権を分かち合い、全員参加でみずからを支配するという民主政の理想の実現にとって、この親分子分関係は有害であるばかりか、むしろアテネを貴族制の昔に引き戻してしまうだろう。ペリクレスがキモンとの対決を強く意識したのは、このような考えに基づいてのことだった」⁽²³⁾と橋場氏は述べています。私的な金が公の領域に流れるのは贈収賄であり、その反対が公金横領ですが、こうした公私の境界侵犯を防止するために、公職者は厳格な審査を受けましたし、もし違反があれば一般市民は公職者弾劾制度 (*εἰσαγγελία*) によって訴追できたわけです。つまり我々がアテナイ民主制の成果としてまず第一に指摘したいのは、公私の区別を厳格に要求する姿勢とそれを維持するために发展させ

た公職者弾劾制度です。ペリクレス自身もこの制度の被害者となつたことは周知の事実です。

さてこの第一の成果ないし精神から、とくに三十人寡頭政権時代の振舞い方に注視してソクラテスを見たとき、我々は何か指摘できることがあるでしょうか。我々は先の章で、ソクラテスにおいて私的領域と公的領域との境界侵犯はなかったかどうかを問題にしました。そしてまさにこの問題意識はアテナイ民主制の第一の成果に深く関わると思います。有罪に投じようか無罪に投じようかに悩み抜いた多くのアテナイ市民の胸中に、ソクラテスとクリティアスの関係における公私の区別の曖昧さへの懸念が去来していなかつたかどうか、我々は今一度考えてみる必要があるでしょう。

さて次に我々が指摘したいのは、公職についた者は執務検査(*εὑθυναι*)を受ける義務を負つたということです。むろん役人になるときにも資格審査(*δοκιμασία*)という閑門を通過する必要がありますが、むしろ任期を終えてからが正念場といえます。役人は二段の執務検査、すなわち、まず第一段で会計に関する審査があり、会計検査官(*λογισταῖ*)と呼ばれる10人の役人に会計報告をして受理されなければならなかつたし、それが終わると今度は第二段として、これまた10人の執務審査官(*εὑθυναι*)に会計以外の執務一般の報告をして受理されなければならなかつたわけです。最近とみに日本社会に求められる「報告・説明責任(accountability)」は、アテナイ民主制の核心であったと思われます。かりに役職が相対的に有力な市民によって占められるような制限民主制であっても、「ほかの民衆が執務報告審査の権限をもつことから(*διὰ τὸ τῶν εὑθυνῶν εἶναι κυρίους ἐτέρους*)」⁽²⁴⁾、勝れた人々は正しい政治をするだろう(*ἀρξοντὶ δικαιῶσ*)」⁽²⁴⁾とアリストテレスも指摘しています。つまり最終的に民主制を担保する重要な制度であることを彼は強調しているわけです。公的領域において情報が公開され開示されることが結局は公益にかなうのだという認識は、特にアテナイ型の民主制の理念としてペリクレスが強調した論点でもありました。「たとえ外敵にあたる人間であっても、事柄によってはそれが開示されれば(*μὴ κρυφθεῖν*)その人間もまた利益をうる(*ῳδεληθεῖη*)」⁽²⁵⁾からだと説明されています。もっともこれはポリスの開放性に言及した発言ですが、しかしその精神において通底していると思います。市民たるものは公私を厳格に区別しなければならず、一旦公的な領域に足を踏み入れたならばいつでも第三者に対して報告・説明の義務を負つたということです。さてそこで、この成果ないし論点からとくに三十人寡頭政権時代の振舞い方に注視してソクラテスを見たとき、我々は何か指摘できることがあるでしょうか。もちろん問題の趣旨からして、ソクラテスの市域での行動がすでに一部公的な領域に踏み込んでいると解されうる場合にのみ、彼に説明責任が生じてきます。もちろんソクラテスがその間役職にあったという意味ではありませんが、公的な行動は必要の場合にはそれなりの説明責任が伴うのだというように、この第二のアテナイ民主制の精神を敷延して考えてみたいと思います。クセノフォンが伝えるように、彼の私的な交わりから生まれた弟子達の行状たるや、いつもの説教によって賛美された「抑制」「無知の自覚」「知性の優位(非暴力)」とは全く対蹠的なものであって、アルキビアデスにいたっては「民主政治の時代における、荒淫(*ἀκρατέστατος*)、傲慢(*ἰβριστότατος*)、暴力(*βιαιότατος*)の権化だった」⁽²⁶⁾と酷評されています。つまり、ソクラテスの私的な教育活動の結果責任がすでに当時の民衆の意識においても公的な文脈で取り沙汰されていたということです。この教育の責任という問題関心がソクラテスの死後も続いたことは、ソクラテス裁判の訴因を「クリティアスを教育したこと(*ὅτι Κριτίαν πεπαιδευκώς*)」⁽²⁷⁾に求めたアイスキネスの弁論からも明らかです。いずれにしても、民主制のこの第二の成果か

らの議論は第一の論点と密接に関連しており、公私の境界侵犯の有無の判定によって大きく左右されるでしょう。見方によれば、ソクラテス裁判という事件はアテナイ民主制によってソクラテスに突きつけられた「説明責任」の一現象形態であったとも言えるかもしれません。それがヒステリックであったか不適切であったか、いやむしろ適正であったか、こうした判断はこの際一切控えます。

次に第三の成果として、民主制を支える基本法 (*vōmos*) を民会決議 (*ψῆφισμα*) とは厳密に区別し、そして法が民会決議に対して優位にあることを明確に確認した一連の改革作業を挙げたいと思います。「役人は成文化されざる法にはいかなる場合にも従ってはならない。評議会ないし民会の決議 (*ψῆφισμα*) は、法 (*vōmos*) より優位に立ってはならない。六千人の秘密投票によって民会決議されないかぎり、同じ内容が全市民に認められることなしに特定の個人に関する法を制定してはならない」⁽²⁸⁾。この法の制定は前403/402年と考えられていますが、実はこの人治主義から法治主義への歩みにソクラテスが大きく関わっていることに我々は注目したいと思います。前406年のアルギヌサイ海戦の直後、戦闘の結果をめぐって重大な裁判がもちあがりました。詳細を述べるゆとりはありませんが、要するにこのとき戦闘の指揮をとっていた八人の将軍——そのうちの二人は逃亡しましたから、実際にアテナイで裁判をうけたのは六人ですが——が、戦闘のおり軍船船長であったテラメネスの巧妙な術策にまんまと評議会がのせられて、全員一括の裁判という違法な法裁判手続きによって死刑になるという事件でした。これは違法な裁判手続きであって、本来民主制においては、同一の犯罪行為を犯した者であっても被告たちはそれぞれ個別に裁判を受けて、めいめいの罪状に応じて刑が定まるというのが違法な訴訟手続きだったことは言うまでもありません。

この手続きの過程で、評議会は案件の先議をしたのですが、このとき当番評議員だったソクラテスが頑強に抵抗し、この訴訟手続きを違法として果敢に反対したことは、よく知られているところです。アルギヌサイ海戦裁判の訴訟手続きの違法性は他にも細部にわたって指摘されていますが、かくも明白な違法な訴訟指揮がいかにして可能であったかといえば、そこにはデマゴーグの暗躍というアテナイ民主制の負の側面が一役買っていたことは否めません。とにかく民会に下ろされた議案は、一部の反対を押し切り決議されてしまいます。このときテラメネス一派が同席の市民を恫喝した文句が伝わっています。「たとえ何であれ、^{アテニス}民衆が望むことを実行するのを妨げるのはけしからぬことだ (*δεινὸν εἶναι, εἰ μὴ τις ἐάσει τὸν δῆμον πράττειν δὲν βούληται.*)」⁽²⁹⁾。この違法裁判をアテナイ民衆がいかに悔やんだかは、その後このときの民会を扇動した連中が逮捕されていることからも窺えます。この苦い経験から、民会に集まる民衆の意思に無制約の権限を与えることは、民主制そのものを根幹から揺るがしかねないということをアテナイ民主制は学びました。橋場氏は次のように解説しています。「近代であれば基本法に相当する法が永続的にポリスの国制の根幹を拘束するのに対して、民会決議は、たとえば宣戰布告や外交政策など、ある時点におけるそのとき限りの状況にのみ対応するものと見なされたのである」⁽³⁰⁾。つまり我々が最後にアテナイ民主制の成果として指摘したいのは、暫定的法秩序からより永続的法秩序へと不斷に法整備を続けるという、いわば民主制の内部で回帰的に働きつづける法治の精神です。それはまた政治の世界により普遍的な原理、より普遍的な正義を実現しようとする精神の運動でもあったと思われます。

さて、我々はこの第三の達成が先の二つの成果とはややその趣を異にすることに気づきます。基本法 (*vōmos*) が民会決議 (*ψῆφισμα*) ないし評議会決議に優越するという構造は、先のア

ルギヌサイ事件を例にとれば、評議会決議はそれがたとえ決議であっても違法なものは違法だというソクラテスの認識に重なっているはずです。そして、公職にあってこのことを頑強に主張することは、危険極まりないことだったろうけれども——つまり身をまとうできない危険もなしとしなかったが——ソクラテスは怯むことなくそう振る舞いました。これはまさに我々が上で述べた暫定的なものから永続的なものへ、あるいは、偶然的なものからより普遍的なものへの努力の生きた実践例であるとしなければなりません。もちろんこのような普遍的な法への回帰的な運動という原理を政治の世界に立ち上げてゆくことを、ソクラテスが方法として自覚していたとは考えられず、むしろ実情は「本当に正義のために戦おうとする者は、そして少しの間でも、身を全うしていようとするならば、私人としてある (*ἰδιωτεῖνειν*) ことが必要なのでして、公人として行動 (*δημοσιεῖνειν*) すべきではない」⁽³¹⁾という今日の話の最初に指摘した彼の生活実感があったわけです。日常の友人達との市民的な交わり (*κοινωνία*) において鍛え上げた正義感覚を政治という公的領域へと持ち込むという様式、コイノンでありイディオンである場所であ互いに対話・吟味し研ぎ澄ました正義感覚をときにデモシオンな領域へと審級を上げてゆくスタイル、それがソクラテスの生き方ではなかったでしょうか。それがどういう場合であるかについては、彼は一般化しうる原則を語っておらず、ダイモニオンの声というような我々には到底規則化できない内的な抑止力に触れているにすぎません。いずれにせよ、この第三の成果ないし民主制の精神は、少なくともソクラテスの活動と矛盾しないし、むしろある意味では手を携えているとも言えると思います。

このように見てまいりますと、アテナイ民主制は第一と第二の成果において、すなわち、公私の区別を厳密に立てて公私の境界侵犯を極力排除するという原則および公的領域での説明責任という原則において、いわばソクラテス裁判という民主制からの挑戦をしたのだと見ることはできないでしょうか。もちろんそれがソクラテスの刑死という仕方でアテナイ民主制のなかに回収されたことが適切であったかどうかには議論の余地があります。しかし逆に言って、それが不適切であったと断定する根拠も我々は持ち合っていないのではないかというのが、今日の私の唯一の積極的な主張であります。もとより政治の世界により普遍的な法を立ち上げてゆくという最後の成果については、むしろその精神においてアテナイ民主制とソクラテスは手を携えて歩んでいたと私は考えたいと思います。この観点からすれば、アテナイ民主制がソクラテスを刑死させるという仕方で彼を回収したことは悔やまれる歴史的な事件であったと言わなければなりません⁽³²⁾。しかし、ソクラテスは人格において一人の人間であったように、その功罪においても一人の人間としてアテナイ民主制に回収されるより他はなかったと思われます。

(1998. 9. 26)

- (1) 本稿は第33回弘前大学哲学会において依頼を受けた公開講演の原稿に若干の補筆・加筆をしたものである。紀要転載を許可していただいた弘前大学哲学会の関係各位にこの場をかりてお礼申し上げる。
- (2) 拙論「プラトンのエピタフィオス・ロゴス」東北大学哲学研究会『思索』第28号、1995、pp.127-142、を参照。プラトンのアテナイ讃歌が甚だ不完全だと評価するとき、筆者の念頭にあるのは次のようなことである。すなわち、後年アリストテレスが国制の存在理由を語るとき、共通の利益を実現することにそれを見いだしたが、その内実は特殊的正義の実現であった。言い換えれば、匡正的正義と配分的正義を実現することにこそ国制の存在理

由があるとアリストテレスは考えているのである。こうした学説史的背景を先取りするかたちでこの要点を指摘しているという意味で、ペリクレスの国葬演説は政治思想史の中で先駆的な重要性をもっている。プラトンの場合にはアテナイの栄光をこうした民主制の精髓に見いだしていないという点で、やや執筆の意図を異にするというべきであろう。

- (3) Pl. *EP*, 325e3-326a2.
- (4) Cornelius Nepos, *Liber de excellentibus ducibus exterarum gentium*, VIII, Thrasybulus, 3. w
- (5) Pl. *op. cit.* 325b5-c1.
- (6) 佐々木毅『プラトンの呪縛』講談社、一九九八年、は、プラトンの権威がその時々の政治状況によって解釈されてきたドラマを迫真的に論じている。
- (7) 桜井万里子『ソクラテスの隣人たち』山川出版社、一九九七年、244頁。
- (8) Pl. *Ap.* 31e4-32a3.
- (9) Pl. *Ep.* 326a7-b4.
- (10) Xenophon, *Memorabilia*, 1, 2, 12.
- (11) Pl. *Ap.* 31c4-5.
- (12) *Ibid.*, 30e7.
- (13) コイノンの用法については、ここではソクラテスの用法について一応の整理をしたのであって、例えばペリクレスの国葬演説などを見ても、むしろデーモシオンと重なると見るべき用法もあるなど、注意が必要だ。しかし、我々の整理の趣旨によく合致する指摘もある。例えば、「コイノスの領域はどうであろうか。家の中心が竈かまどであるように、ボリスの中心もブリュタネイオンと呼ばれる公館の竈（ヘスティア）であった。そしてこのボリスの竈は前古典期にも古典期にもコイネー・ヘスティアと呼ばれていたのである」と桜井氏は指摘する（桜井、前掲書、244頁）。氏によればそれは生活共同体というボリス表象なのであって、政治的レヴェルの表象なのではない。氏の言葉を援用すれば、ソクラテスにとってデーモシオンは政治的共同体であったとすれば、コイノンは生活共同体であったとも言えようか。そしてこのコイノンをイディオント呼ぶのがソクラテスの語法であったように思われる。
- (14) 筆者はこの政権の成立から崩壊までを辿ったことがある。参照していただければ幸いである。cf.「覚え書き、危機における人間像」上越教育大学研究紀要第13巻第2号、Mar. 1994, pp. 377-390, 「続覚え書き、危機における人間像」同第14巻第1号、Sept. 1994, pp. 201-214.
- (15) Xenophon, *Hellenica*, 2. 3. 24.
- (16) カール・シュミット (Carl Schmitt) の一連の論考がこの古来の難題を扱っているのは周知のとおりである。
- (17) Xenophon, *op. cit.* 2. 3. 51.
- (18) *Ibid.*, 2. 4. 1.
- (19) *Ibid.*
- (20) Pl. *Ap.* 32c4-5.
- (21) いわゆるソクラテス裁判の訴因は、プラトンの『弁明』、クセノフォンの『ソクラテスの思い出』、やや時代がくだってディオゲネス・ラエルティオスの『ギリシア哲学者列伝』という系列で指摘される「国家の認める神々を信ぜず新しい神格を輸入して、なおかつ青年を堕落させた」とする、いわゆる瀆神行為(*ασέβεια*)訴因説がもっとも知られたものである。しかし、今日の話の筋でいけば、むしろもう一つの有力な訴因が指摘されてきたことに我々

は注意する必要がある。第一系列の訴因を伝えた同じクセノフォンが同書で「ソクラテスの告発者は、ソクラテスの弟子（δομιλητάς, δομιλητῆς）のうちにあったクリティアスとアルキビアデスの二人は国家に無限の害悪を及ぼしたと言う。クリティアスは寡頭政治の時代における強欲、圧政、残忍の首魁であり、アルキビアデスはまた民主制の時代における（ἐν τῇ δημοκρατίᾳ）荒淫（ἀκρατέστατος）、傲慢（ιεριστότατος）、圧政の（βιαιότατος）権化であったからである」（Xenophon, *Memrabilia*, 1, 2, 12）とも伝えているとともに、ソクラテス死後に活躍した弁論家アイスキネスも同じ趣旨の訴因をその第一弁論で次のように述べている。「アテナイ人諸君、諸君はソフィストのソクラテスを（Σωκράτην μὲν τὸν σοφιστὴν）処刑した。民主制を倒した三十人僭主の一人のクリティアスを教育したのが明らかになったからだ（ὅτι Κριτίαν ἐφάνη πεπαιδευκώσ）」（Aeschines, *Against Timarcus*, 173）。従って、現代の解釈者たちはこれら二つの系列の訴因に対してどのような評価を与えるかによってその立場を分けているのである。

- (22) 橋場弦『丘のうえの民主政』東京大学出版局、一九九七年、10頁。
- (23) 橋場、前掲書、68頁。なお、同氏著『アテナイ公職者弾劾制度の研究』東京大学出版会、一九九三年、も参照されたい。
- (24) Arist. *Politica*, 6. 4, 1318b36-38.
- (25) Thucydides, *Historiae*, 2. 39. 1. なお拙論「デーモクラティアの理念と生活習慣——ペリクレスの場合、Thucydidis *Historiae*, II. 35-46」上越教育大学研究紀要第15巻第1号、1995, pp.175-188、を参照していただければ幸いである。
- (26) Xenophon, *Mem.*, 1, 2, 12.
- (27) Aesch. *op. cit.* 173.
- (28) Andocides, *On the Mysteries*, 87.
- (29) Xenophon, *Hellenica*, 1. 7. 12.
- (30) 橋場弦、前掲書、152-153頁。
- (31) 注4を参照。
- (32) いうところの第三の成果について、アテナイ民主制がソクラテスの哲学活動を回収するという言い方に疑問をもつ方も多いと思われます。むしろ、ソクラテスの普遍性がアテナイ民主制を回収する関係にあるのだと論じたい方もいるはずです。そういう議論はあって当然なのであり、ここでは筆者はあくまでも「アテナイ民主制の諸成果から見たソクラテスの刑死」という問題設定のなかで論述を進めていることを理解していただきたい。

(追記) 本稿は平成10年度科学研究費補助金（基盤研究(c)(2)）による研究成果の一部である。

La Mort de Socrate par Condamnation Considérée sous Différents Résultats de la Démocratie Athénienne.

Ikuo FUJISAWA*

RÉSUMÉ

L'objet de cet article est la recherche du mourir de Socrate d'une peine capitale, quand on le considère sous quelques résultats de la démoctatie athénienne.

Ici nous en choisissons trois. Le premier résultat, c'est un principe qui vise à faire de distinction entre sa vie publique et sa vie privée. Le second résultat, c'est un principe de la reddition de compte ou de la responsabilité d'explication dans les affaires publiques. Le dernier résultat, c'est un principe que les lois fondamentales prennent une position avantageuse sur les décrets (*ψηφίσματα*).

Nous examinons les rapports entre ces résultats de la démocratie athénienne et la mort de Socrate par condamnation. Par cette recherche ce petit essai vise à former la base de la politique comme phase architectonique de l'éthique.

* Department of Humanities and Social Sciences